

第2期 えにわっこ☆すこやかプラン 《概要版》

- 恵庭市子ども・子育て支援事業計画
- 恵庭市次世代育成支援行動計画

令和2年3月
恵庭市

1. 計画策定にあたって

● 計画策定の背景と目的

近年、我が国では、家族構成や雇用環境の変化、少子高齢化等によって、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、国では、子どもを生ま育てやすい環境づくりに社会全体で取り組むための子育て支援を総合的に推進してきました。

恵庭市においても、平成27年に「第1期 えにわっこ☆すこやかプラン」を策定し「かかわり」・「つながり」・「ひろがり」を大切にする子育てのまち えにわ を基本理念に掲げ、幼稚園や保育園等の教育・保育について必要な量を定めるとともに、子どもの居場所の整備や地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援事業に取り組んできました。

今後も、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立支援に努めるとともに、幼児教育の無償化や働き方改革などの社会環境の変化への対応や、子どもを取り巻く貧困や虐待などへの対処など、すべての子どもと家庭が安心し、子育てができる環境づくりを推進するため、「第2期えにわっこ☆すこやかプラン」を策定します。

● 計画の性格と位置づけ

(1)法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2)恵庭市計画体系における位置づけ

本計画は、「恵庭市総合計画」を上位計画とし、恵庭市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

● 計画の期間

本計画は、令和2～6年度の5年間で計画期間とするものです。

但し、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

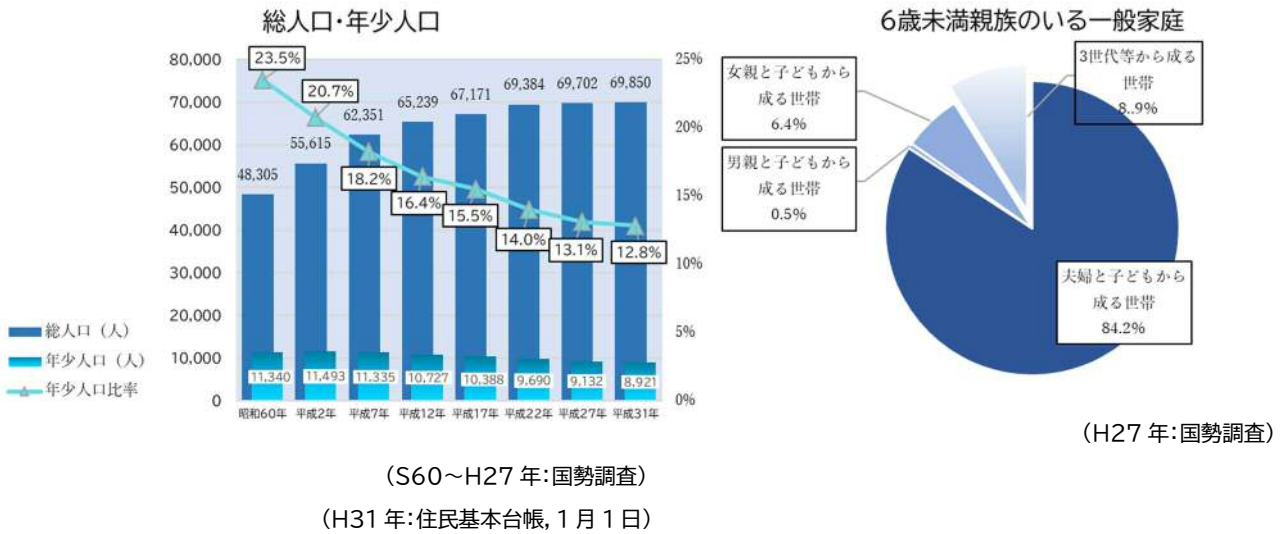
2. 恵庭市の子ども・子育てを取り巻く状況

● 人口・世帯

恵庭市の総人口は、昭和60年の48,305人から令和元年には69,850人へと、34年間で21,545人(44.6%)の増加となっています。

一方、年少人口(15歳未満)については、昭和60年の11,340人から令和元年には8,921人へと、34年間で2,419人(21.3%)の減少となり、少子化が進んでいることがわかります。

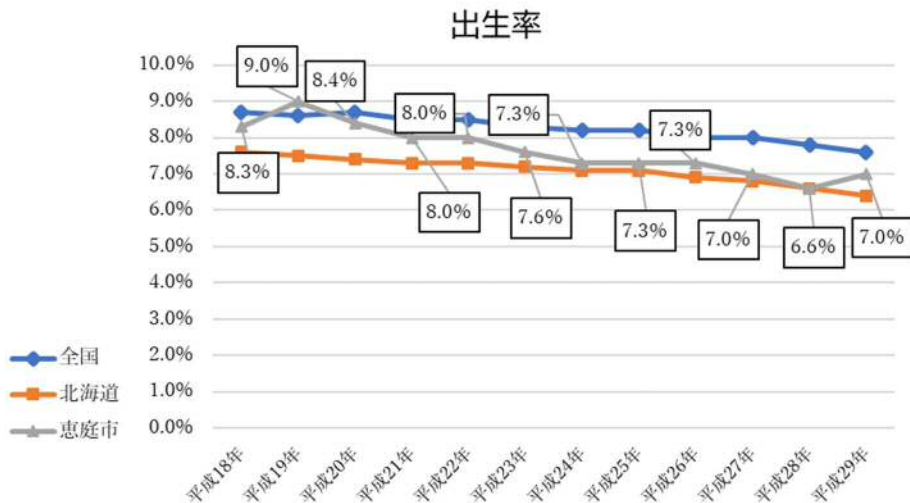
6歳未満親族のいる一般世帯(2,459世帯)の状況についてみると、このうち、夫婦と子どもから成る世帯が2,070世帯で84.2%を占めています。



● 出生率

恵庭市の出生率(人口千人あたりの出生数)についてみると、平成18年以降では平成19年の9.0%をピークに低下傾向で推移しており、平成29年には7.0%にまで下がっています。

出生率の北海道水準は一貫して全国水準よりも低く、恵庭市の出生率は近年、北海道水準に近づいています。



(人口動態統計)

3. 計画の基本的な考え方

● 施策の体系

次期えにわっこ☆すこやかプラン 施策体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	施策目標	
か か わ り ・ つ な が り ・ ひ ろ が り を 大 切 に す る 子 育 て の ま ち え に わ	妊娠から子育てまで切れ目のない支援の視点	1 親子の健康の確保及び増進	(1) 妊娠から出産から子育てまで切れ目のない支援の充実	1)子育て世代包括支援センター事業(○) 5)妊婦に優しい環境づくり推進事業 9)乳児家庭全戸訪問事業
			(2) 親と子のからだところの健康づくり	1)乳幼児健康診査の実施 5)子育て講話(出前講座) 9)食育活動の推進
		2 子育て支援の充実	(1) 子育て支援サービスの充実	1)子育て情報発信事業(○) 5)一時的保育事業 9)児童手当の支給 12)児童福祉施設入所児童面会旅費の助成
			(2) 子育て支援のための環境づくり	1)えにわ子育て応援隊(○) 5)民生委員・児童委員などによる地域活動
			(3) 子どもの居場所づくりの充実	1)子どもの居場所の整備 4)子どもひろば事業(放課後子ども教室事業)
			(4) 乳幼児期の保育・教育の充実	1)特定教育・保育施設の定員の確保 5)休日保育事業 8)保育士等確保対策(○)
	社会全体で育成するという視点	3 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	(1) 子どもの権利を守るための環境整備	1)子どもの権利の普及促進
			(2) 障がいや発達に心配のある子どもへの支援の充実	1)市町村中核子ども発達支援センターによる発達支援事業(○) 5)小・中学校における障がい児教育
			(3) 児童虐待の予防と早期対応の推進	1)児童虐待に関する啓発活動
			(4) ひとり親家庭への自立支援の推進	1)母子父子自立支援員による相談支援 4)児童扶養手当等の経済的支援
			(5) 子どもの貧困対策の推進	1)相談支援体制の取組み
	4 仕事と家庭との両立の推進	(1) 男女共同参画社会の推進	1)男女共同参画社会の普及啓発	
		(2) 子育てしやすい環境の整備	1)子育て応援企業表彰(再掲)	
	ワーク・ライフ・バランスの実現という視点	5 豊かな心を育む教育環境の整備	(1) 読書活動の推進	1)家読の推進 4)ブックスタート・ブックスタートプラス事業
			(2) 次代を担う子どもの健全育成	1)スポーツ振興の推進 5)青少年育成基金による補助金の交付
			(3) 学校教育等の環境の整備	1)学力向上対策の推進(アシスタントティーチャーの活用) 5)特認校の指定
			(4) 家庭や地域の教育力の向上	1)家庭教育に関する学習機会の提供
			(5) 思春期と学童期のからだところの健康づくり	1)性や健康に関する学習機会の提供
			(6) 困りごとを抱える児童・生徒への対応の充実	1)スクールソーシャルワーカーの配置
	次代を担う子どもの育成という視点	6 子どもの安全と子育てしやすい生活環境の整備	(1) 子どものための生活空間の整備	1)子育てバリアフリーの推進
			(2) 安全・安心なまちづくりの推進	1)防犯灯の整備促進 4)交通安全対策の推進

(◎)・・・新規事業 (○)・・・拡充する事業

個 別 事 業

2)母子健康手帳交付・妊婦相談・プレママ相談日 6)特定不妊治療費助成事業 10)養育支援事業	3)妊婦健康診査事業 7)産婦健康診査事業(◎)	4)妊婦教室(マタニティクラス)・両親教室 8)産後ケア事業(◎)
2)先天性股関節脱臼検診 6)育児教室・育児相談 10)小児救急普及啓発事業	3)予防接種事業 7)乳幼児歯科保健事業 11)子どもの健康な体づくり推進会議	4)5歳児相談(◎) 8)妊産婦・乳幼児の栄養指導 12)親の健康診査・がん検診
2)利用者支援事業(◎) 6)子育て支援短期利用事業 10)子ども医療費助成事業・養育医療費の給付 13)外国人家庭への支援(◎)	3)地域交流保育事業 7)子育て支援夜間看護等事業 11)乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業	4)ファミリー・サポート・センター事業 8)産後子育てサポート事業
2)えにわっこサポート事業 6)子育てサークル等への支援	3)えにわっこ応援タクシー事業	4)子育て応援企業表彰
2)子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業) 5)松恵子どもクラブ(放課後子ども教室事業)	3)学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)(○)	
2)認定こども園への移行支援 6)幼稚園での預かり保育事業 9)保育の質の向上	3)幼稚園での満2歳児の受入れの実施(◎) 7)病児・病後児保育事業 10)幼・保・小連携推進事業	4)延長保育事業 11)幼児教育・保育の無償化
2)障がい福祉サービス・地域生活支援事業等の実施 6)小・中学校における特別支援教育	3)特定教育・保育施設等の障がい児の受入れ 7)医療的ケア児への支援(◎)	4)学童クラブでの障がい児の受入れ 8)重度心身障害者医療費助成事業
2)虐待の対応と連携体制の強化	3)子どもの家庭総合支援拠点の設置(○)	
2)日常生活支援事業 5)ひとり親家庭等医療費助成事業	3)自立支援給付金事業	
2)教育支援の取組み(○)	3)生活支援の取組み	4)就労支援の取組み 5)経済的支援の取組み
2)事業主による「仕事と家庭の両立に取組む活動」の推進	3)サンデーパパ事業などの開催	
2)学校図書館活動の充実 5)読み聞かせ活動の推進及び支援	3)図書館の団体貸出	
2)コミュニティスクール事業 6)子どもの生きる力の育成	3)地域子育てコミュニケーション育成事業 7)恵庭子ども塾	4)通学・体験合宿への支援
2)外部人材活用の推進(外国語指導助手(ALT)の活用)	3)学校運営協議会制度及び学校評議員制度	4)小・中学校の計画的な維持保全
2)薬物乱用防止教育の実施	3)フッ化物洗口の実施	4)スクールカウンセラーによる相談
2)適応指導教室「ふれあいルーム」の開設	3)いじめ・非行防止の取組み	
2)公園の維持管理	3)街区公園などの整備	
2)交通安全教育の推進 5)子どもを犯罪などの被害から守る活動の推進	3)交通利用案内の作成 6)幼少・少年火防クラブの育成指導	

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

● 人口フレーム

0～14歳の年少人口についても、減少傾向で推移し、平成31年度の8,909人(12.8%)から8,598人(12.3%)にまで減少するものと想定されます。

	現 況					推 計				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総数	68,898	68,934	69,197	69,447	69,626	70,282	70,191	70,100	70,009	69,918
0～14歳	9,316	9,184	9,101	9,025	8,909	8,755	8,716	8,676	8,637	8,598
15～64歳	42,651	42,220	42,023	41,819	41,723	41,390	41,112	40,834	40,557	40,281
65歳以上	16,931	17,530	18,073	18,603	18,994	20,137	20,363	20,590	20,815	21,039
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	13.5%	13.3%	13.2%	13.0%	12.8%	12.5%	12.4%	12.4%	12.3%	12.3%
15～64歳	61.9%	61.2%	60.7%	60.2%	59.9%	58.9%	58.6%	58.3%	57.9%	57.6%
65歳以上	24.6%	25.4%	26.1%	26.8%	27.3%	28.7%	29.0%	29.3%	29.7%	30.0%

※現況は、住民基本台帳(各年度4月1日現在)による。

● 提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

【教育・保育提供区域設定にあたって】

- 教育・保育提供区域は、利用者にとって、教育・保育の利用可能施設等を制限するものではない。
⇒例えば、居住する提供区域外の施設であっても利用は可能。
- 教育・保育提供区域は、新制度における教育・保育を提供するためのサービス基盤(幼稚園・保育所・認定こども園など)の配置バランスを考える上で有効な設定である。
⇒施設配置バランスについて、細かな設定を求めるならば区域設定もそれに応じて細かく設定することになるが、就学前子ども人口の減少が予測される中、持続的・安定的な施設運営の観点からは、一定規模の就学前子ども人口を抱える程度の区域設定が妥当と考えられる。
- 教育・保育提供区域の設定にあたっては、それぞれの区域における将来の就学前子ども人口の見通し等が必要となるため、必然的に人口データ等の把握可能な区域設定を行う必要がある。
- 人口減少等を背景に、将来的には就学前の教育・保育施設だけでなく、小学校等との教育の連続的提供などの視点も重要と考える。
⇒新制度においては、教育・保育の一体的提供体制の整備・構築を推進することになるが、こうした就学前における体制と就学後の小学校等の体制を一体的・連続的に捉えられるような区域設定が望ましいと考えられる。

こうした点を踏まえ、本市においては、教育・保育施設の整備・確保にあたって、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全市を1提供区域とすることとします。

教育・保育提供区域を『恵庭市全域』として設定します。

●幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保及び実施時期

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期(確保方策)」を定めます。

2020年度 (令和2年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	772	426	405	132	410	542	2,145
	1,198						
確保方策の内容②	1,410		463	132	410	542	2,415
特定教育・保育施設	1,410		463	117	340	457	2,330
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	212		58	0	0	0	270

2021年度 (令和3年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	769	425	414	134	421	555	2,163
	1,194						
確保方策の内容②	1,385		523	134	423	557	2,465
特定教育・保育施設	1,385		523	119	353	472	2,380
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	191		109	0	2	2	302

2022年度 (令和4年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	766	423	412	138	429	567	2,168
	1,189						
確保方策の内容②	1,368		527	140	431	571	2,466
特定教育・保育施設	1,368		527	125	361	486	2,381
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	179		115	2	2	4	298

2023年度 (令和5年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	762	421	426	141	437	578	2,187
	1,183						
確保方策の内容②	1,344		541	143	439	582	2,467
特定教育・保育施設	1,344		541	128	369	497	2,382
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	161		115	2	2	4	280

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	759	419	424	145	444	589	2,191
	1,178						
確保方策の内容②	1,322		539	147	447	594	2,455
特定教育・保育施設	1,322		539	132	377	509	2,370
地域型保育施設	0		0	12	44	56	56
企業主導型保育事業	0		0	3	6	9	9
その他	0		0	0	20	20	20
差し引き(②-①)	144		115	2	3	5	264

5. 計画の推進体制

● 子ども・子育て会議

① 会議の位置づけ

子ども・子育て支援法第77条第1項において、市町村の条例の定めるところにより合議制の機関を置くよう努めるものとされており、本市においては平成25年6月に条例の一部改正を行い、恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会にその位置づけを行いました。

② 会議の役割

子ども・子育て支援新制度に関わる各種事業等について意見を聴くとともに、事業計画を定め変更しようとするときにおいても意見を聴くこととなっています。また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況の調査審議をすることとなります。

● 計画の実施状況の点検・評価

本計画は、恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会(子ども・子育て会議)において、毎年度、計画の実施状況等について点検・評価し、必要に応じて見直しを行っていきます。

また、計画の実施状況・点検・評価については、市のホームページ等において公表して参ります。

● 関係機関等との連携・協働

本計画の着実な推進のためには、市・地域・関係機関・関係団体等、様々な立場の方たちとの役割分担や協働が不可欠であり、市民一人ひとりのご協力をいただきながら進めることが大事であると考えます。

地域の方々の多様なニーズに対応するには、「つながり」・「かかわり」が重要であると考えるとともに、国や北海道、関係団体など多くの関係機関との連携を図ることによりきめ細やかな子育て支援が可能になるものと考えます。